

議第199号

おんど観光文化会館うずしお設置条例の一部を改正する条例の制定について

おんど観光文化会館うずしお設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

おんど観光文化会館うずしお設置条例の一部を改正する条例

おんど観光文化会館うずしお設置条例（平成17年呉市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第13条，第13条の2関係）				別表（第13条，第13条の2関係）			
1 ホール使用料				1 ホール使用料			
使用時間帯	使用料（1時間につき）			使用時間帯	使用料（1時間につき）		
	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合	宣伝等商業活動をする場合		入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合	宣伝等商業活動をする場合
9時30分から17時まで	<u>1, 3</u> 00円	<u>1, 9</u> 50円	<u>3, 9</u> 00円	9時30分から17時まで	<u>1, 9</u> 50円	<u>2, 9</u> 30円	<u>5, 8</u> 50円
17時から21時30分まで	<u>1, 5</u> 00円	<u>2, 2</u> 50円	<u>4, 5</u> 00円	17時から21時30分まで	<u>2, 2</u> 50円	<u>3, 3</u> 80円	<u>6, 7</u> 50円
備考 略				備考 略			
2 附属設備使用料				2 附属設備使用料			
略				略			
備考 略				備考 略			

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

おんど観光文化会館うずしおの使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。